

江田島市災害廃棄物処理計画（案）

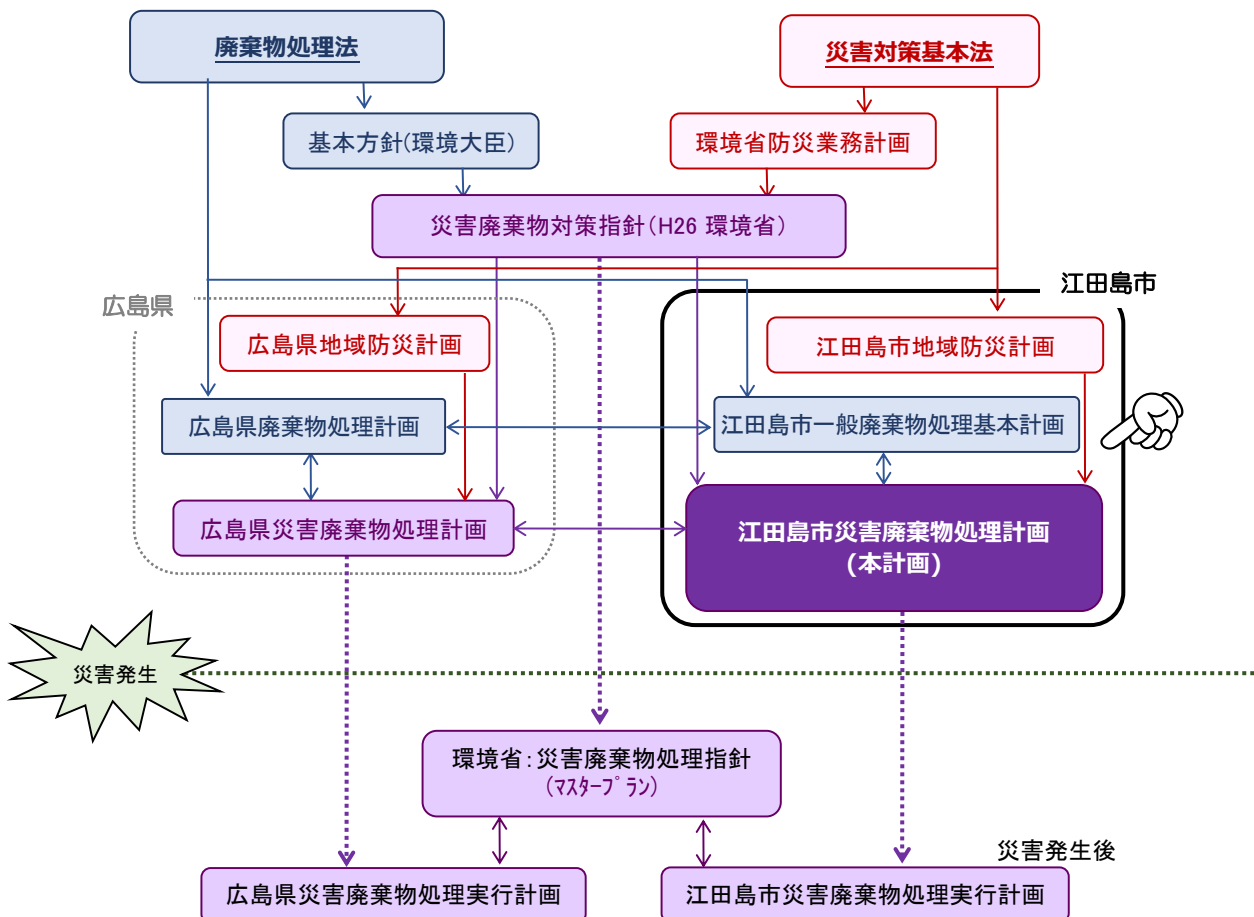
【概要版】

◆計画の概要◆

大規模災害発生時には多量の災害廃棄物が発生し、復興のためには迅速な廃棄物の処理が必要となります。この災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「江田島市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

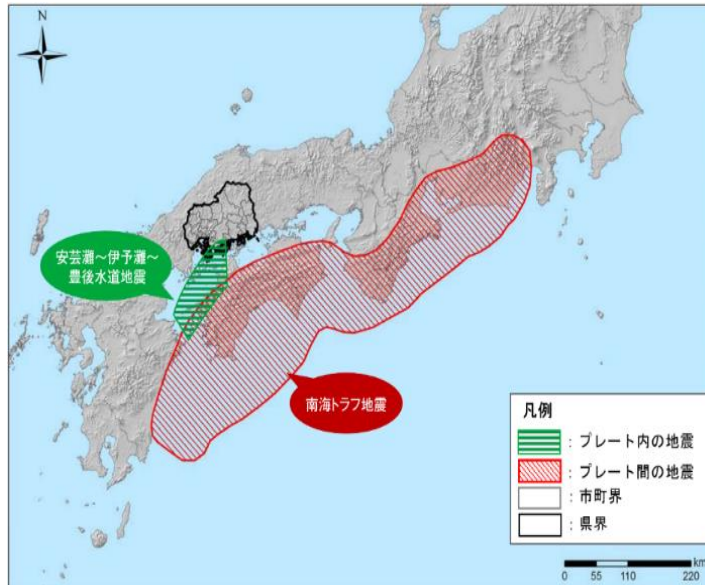
◆位置付け◆

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づき、「江田島市地域防災計画（平成 30 年 6 月改訂）」や「江田島市一般廃棄物処理基本計画」（平成 26 年 3 月）に準拠して策定しました。



◆対象とする災害◆

災害は、本市が震度6以上となる『南海トラフ巨大地震』と『安芸灘～伊予灘～豊後水道地震』の2つの地震を対象とします。なお、この大規模災害以外の水害等が発生した場合も、本計画に準拠し対応します。



[想定地震位置図]

対象地震	地震の規模(M)	津波		市内の最大震度
		最高津波水位(T.P.m)	到達時間(分)	
南海トラフ巨大地震 (プレート間の地震)	9.0	4.0	251	震度6弱
安芸灘～伊予灘～ 豊後水道地震 (プレート内の地震)	7.4	3.1	18	

◆被害想定（災害廃棄物の発生量）◆

区分	建物被害(棟)		避難者数(人)	災害廃棄物発生量(t)	津波堆積物処理量(t)	必要な仮設トイレ(基)	避難所ごみ(t/日)
	全壊	半壊					
南海トラフ巨大地震	1,390	5,716	5,646	294,000	68,000	192	4.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道地震	398	2,850	2,587	112,000	8,000	88	2.0

◆災害廃棄物の特徴◆

災害の種	災害廃棄物の特徴
地震	損壊家屋の撤去や解体に伴う廃棄物が多くなります。損壊家屋の解体時の廃棄物量が増え、長期間にわたって排出されます。
津波	塩分等を含む津波堆積物が発生するため、処分に留意する必要があります。混合廃棄物が散乱するほか、津波堆積物とも混合します。
水害	家具や家電等の家財が浸水により廃棄物となります。泥水等が付着した災害廃棄物が早期に排出されます。
土砂災害	土砂が発生し、災害廃棄物が土砂と混合します。
竜巻	屋外にあるものが巻き込まれて混合廃棄物となり、散乱します。



[平成30年7月豪雨災害で発生した本市の災害廃棄物]

◆災害廃棄物の処理の基本方針◆

復旧・復興は、交通や生活、ライフラインを確保するとともに、災害廃棄物の撤去から始まります。災害廃棄物処理の基本方針は次のとおりです。

【基本方針】

- ①災害廃棄物は、短期間での処理が難しいため、**一次仮置場で一時的に集積**します。
- ②いち早く処理を開始するため、一次仮置場は、できるだけ**再生利用が可能な品目に分別して集積・保管**します。
- ③必要に応じて、**二次仮置場で破碎・選別**などの前処理を行い、**再生利用先や処理・処分先へと移送**します。
- ④被災していない市民が出す生活ごみは、通常どおりごみステーションで回収するとともに、避難所から出る生活ごみ、仮設トイレのし尿もあわせて回収・処理を行います。
- ⑤廃棄物の処理は、可能な限りサイクルに努め、環境汚染を防止し、住民・作業者の健康管理に留意します。
- ⑥災害廃棄物の処理は、広域処理を念頭に、国、県、他自治体をはじめ、産業廃棄物処理業者と連携を図り、3年以内の処理を目指します。

◆災害廃棄物の処理の具体策◆

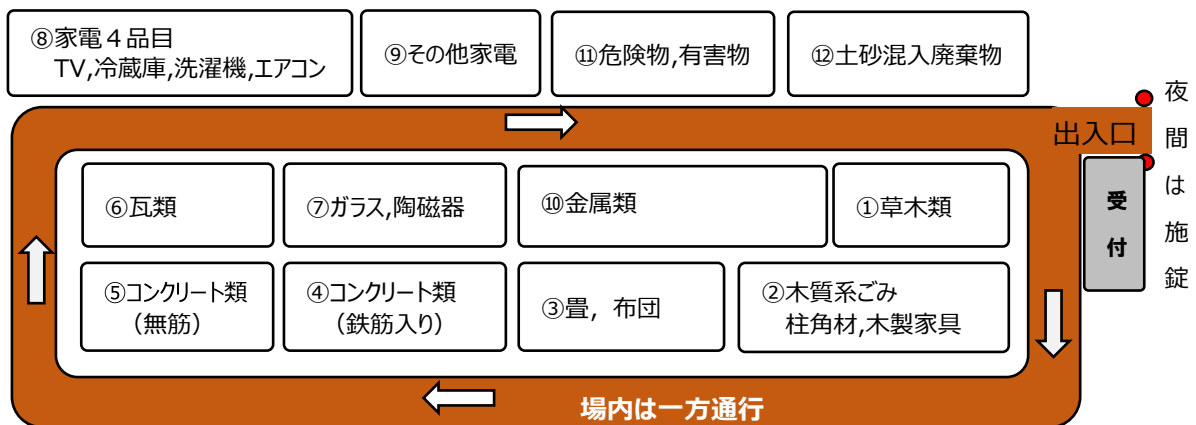
○ 一次仮置場の必要面積

仮置場の面積は、南海トラフ巨大地震の場合、11.7ha 必要となります。

区分	一次仮置場の必要面積
南海トラフ巨大地震	117,000 m ²
安芸灘～伊予灘～豊後水道地震	39,800 m ²

○ 仮置場のレイアウト例

仮置場の候補地は、市内の最終処分場や、公園等の市有地を優先し、被災状況によっては、県有地や民有地も含めて検討します。なお、仮置場は処理を速やかに進めるため、次のとおり分別して集積・保管します。



○ 分別・処理・再資源化

最終処分量を極力削減するため、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用します。

○ 処理施設の確保

被災範囲が広く、現有施設での処理が難しい場合、仮設を含めた新たな処理施設を設置します。設置面積や設置費用、運用費等の面で本市単独での設置運営は現実的ではないため、受入先の処理可能量を踏まえ、県や他市町との共同設置を検討します。

○ 最終処分

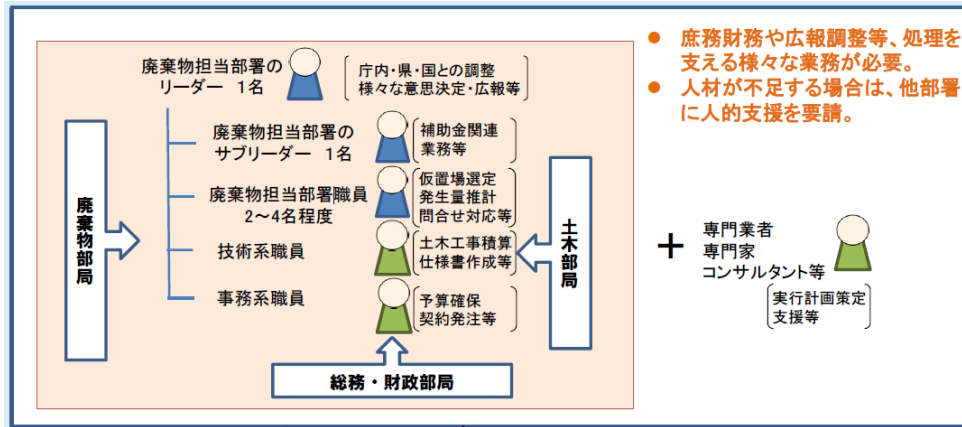
本市の最終処分場は残存容量が約 23,000m³で、災害廃棄物の全量処理は難しいため、市内にある産業廃棄物最終処分場や、他の自治体等で処理することを併せて検討します。

◆組織・人員体制◆

災害対策本部を設置し、災害情報の収集や関係機関の連絡調整等を図りつつ、災害廃棄物の処理業務は、主に地域支援課が行います。

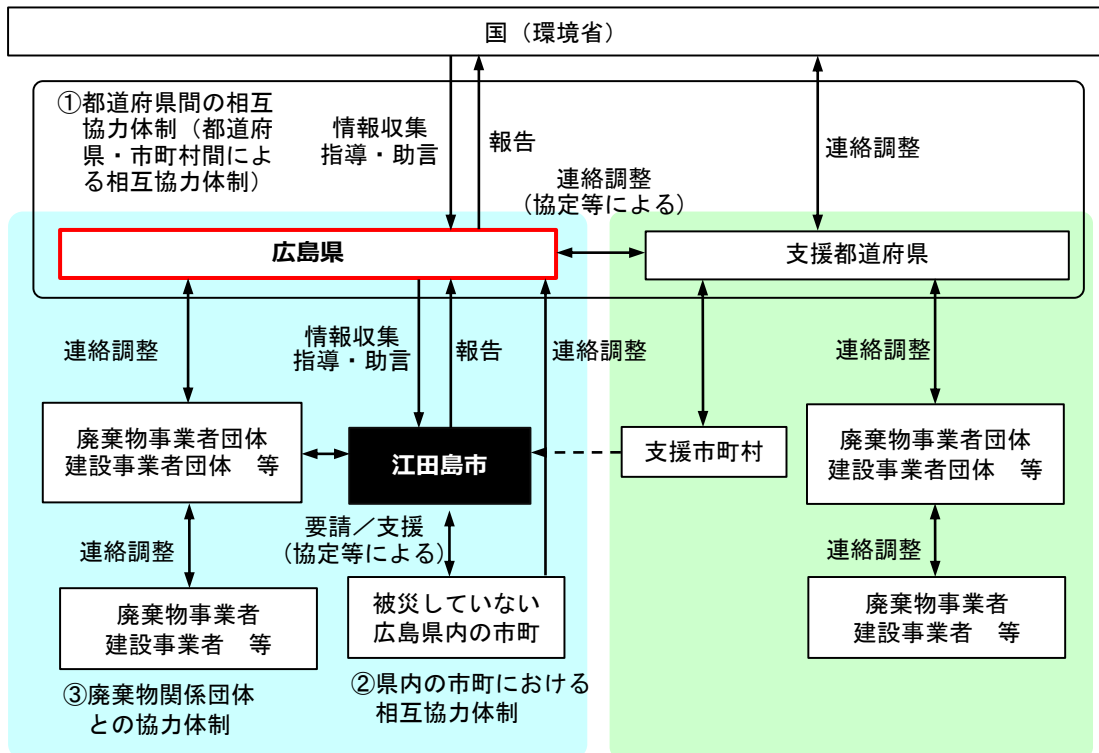
また、災害廃棄物の処理は、庶務や財務、広報など、様々な業務が行える体制が必要のため、発災後は、災害の規模に応じて、建設課や、総務・財政課の職員を動員します。

【災害時の人員・組織体制（イメージ図）】



◆協力・支援体制◆

本市の被災状況をもとに、広域的な支援が必要な場合は、県を通じて連絡調整を行います。



江田島市災害廃棄物処理計画(概要版)

【案】

平成 31 年 月

江 田 島 市